

## 令和5年度税制改正のポイント ～なにがどのように変わるのか！？～

**2023年10月15日(日) 10:00～12:00**

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室

横浜  
駅近5分

(横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階)

JR横浜駅西口 徒歩5分 info@fp-kanagawa.com

ご子孫のために、相続税を少なくして、多くの資産を残したいと思うのが親心だと思います。令和5年度税制改正で相続税の計算方法が変わりますので、知っておいた方がよいお得情報をお知らせいたします。今回の改正では暦年贈与の生前贈与期間が変わり、相続税精算課税制度に基礎控除が加わります。教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の延長及びマンションの相続税評価の変更についても説明いたします。お気軽にお申込み下さい。

### 第1部：【民令和5年度税制改正のポイント】

岩崎 康之

### 第2部：【相続税概算自動計算機能付エンディングノートの使い方】

滝田 知一

## 無料セミナー

予約先着15名

申込締切：2023年10月12日(木)

主催：神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合は中小企業等協同組合法を根拠法とする事業協同組合です。内部の組合員と経済行為を行うだけで外部の第三者と取引を行わない非営利の団体です。非営利団体という意味では、特定非営利活動(NPO)法人と類似の団体です！(生産協同組合としての企業組合に営利性があるので中協法には一般的に非営利を謳えないだけで、利用協同組合としての事業は、歴とした非営利団体です。中協5条1項4号で出資配当をするときは出資配当の上限が制限されています。)

〈お申込み・お問合せは裏面へ〉



# “セミナー” お申し込み方法

## 【令和5年度税制改正のポイント】 講師:岩崎 康之

開催日:2023年10月15日(日)

開催時間:10:00 ~ 12:00

会場:神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室  
(横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階)

お申し込みは以下の4つの方法いずれかで、

**電話の場合** 045-315-0121 (電話受付時間 9時~17時、土日祝日を除く)

**ホームページから** <http://www.fp-kanagawa.com/> にアクセス

**FAXの場合** 以下の欄にご記入の上 045-315-0122 まで送信

**Eメールの場合** [info@fp-kanagawa.com](mailto:info@fp-kanagawa.com) 宛てに以下の項目を送信

申込締切

10月12日(木)

FAX送信用紙 045-315-0122

ふりがな	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> セミナーに参加する
お名前	年齢 歳	
電話	FAX	E-mail
ご住所(〒 - )		
ご相談内容		
ご注意:上記の個人情報、当組合開催のセミナー関連のみに使用し、他の目的で使用する、あるいは第三者に対して情報を提供することや開示することはありません。		

お問い合わせは

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階

TEL: 045-315-0121 FAX: 045-315-0122

URL: <http://www.fp-kanagawa.com>

E-Mail: [info@fp-kanagawa.com](mailto:info@fp-kanagawa.com)